

## 不育症治療費助成事業実施状況調査【令和2年4月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	備考	
1	岩見沢市	岩見沢	068-8790	岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階 岩見沢保健センター	健康福祉部 健康づくり推進課 健康づくりグループ	0126-25-5540	平成29年4月	対象：北海道不育症治療費助成事業による助成決定を受けた方 年齢制限・所得制限：北海道の不育症治療費助成事業と同じ 回数制限：なし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、上限額10万円 北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者（既に北海道の承認通知を受けていること） でかつ、夫婦のいずれかが申請日の1年前から申請日までの間において引き続き岩見沢市に住 所を有する者。ただし、転勤・移住等により夫婦がともに岩見沢市に転入した場合はこの限りでは ありません。	
2	滝川市		073-0032	滝川市明神町1丁目5番32 号	保健福祉部健康づく り課	0125-24-5256	平成27年4月	不育症治療に要した医療費の自己負担分、北海道不育症治療助成事業を申請に上乗せ助 成。上限10万円。 法律上の夫婦、申請日において1年以上滝川市に住民票があること、医療保険加入者、市税の滞 納がないこと 所得制限：730万円未満 助成を開始した年度から、通算2年間の助成	
3	浦臼町	滝川	061-0600	樺戸郡浦臼町字ウラウシナ イ183番地の27	長寿福祉課子育て 支援係	0125-69-2100	平成30年4月	助成内容：1回の検査・治療につき、道の助成額を控除し10万円を上限に助成。 対象要件：夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、1年以上経過している方、法律上婚姻し ていること、産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において検査または治療を受けた 方、町税および使用料等に滞納がない方。 所得・回数・年齢制限なし	
4	雨竜町		078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリ ウ104番地	住民課保健担当	0125-77-2212	平成30年4月	・法律上婚姻している夫婦で、交付申請するまで引き続き1年以上雨竜町に居住している者。 ・医療保険に加入している者 ・町民税等、及び公的使用料に滞納が無い。 ・年齢、回数は道事業に準ずる。 ・限度額：道の助成額を控除した額から10万円を上限に助成する。	
5	石狩市	江別	061-3216	石狩市花川北6条1丁目41- 1	保健福祉部 保健推進課	0133-72-3124	平成28年7月 (平成29年6月)	北海道不育症治療費助成事業による助成の決定を受けた者 所得制限・回数制限・年数制限：北海道の不育症治療費助成事業と同じ 限度額：対象の検査治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 ・北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者（既に北海道の承認通知を受けているこ と）でかつ、申請日において、夫婦のどちらかが石狩市に住所を有する方 ・夫婦にかかる市税などに滞納のない方 ・助成を受けようとする治療・検査について、他の市町村から同様の助成を受けていない方	
6	千歳市	千歳	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	千歳市保健福祉部 母子保健課母子保 健係	0123-24-0771		検査・治療に要した費用から北海道の助成額を控除した額に対して、5万円を上限に助成する。 北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた方（既に北海道の承認通知を受けていること） でかつ、次のすべての要件に該当する方。 (1) 北海道不育症治療費助成事業における決定者であること（決定通知を受けている方） (2) 夫婦のいずれもが千歳市に住所を有すること (3) 夫婦のいずれも千歳市において市税等に滞納がないこと (4) 他の市町村において不育症治療に要した経費の助成を受けていない、又は受ける予定が ないこと	
7	寿都町		048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140 番地1	寿都町役場	0136-62-2513		1回あたり「北海道不育症治療費助成事業」で補助した額の1/2以内の額、または、治療にかかっ た費用から「北海道不育症治療費助成事業」で受けた助成金を助成金を差し引いた額のいずれ か低い方の額を助成します。 助成対象者は次の要件をすべて満たす方とします。 (1)北海道不育症治療費助成事業による助成の決定を受けた方。 (2)夫婦ともに寿都町に住所のある方。 (3)町税や使用料等の滞納がない方。	

8	二セコ町		048-1595	総合保険センター1階	保健福祉課 健康づくり係	0136-44-2121	平成30年4月1日	不育症治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額を助成する。 限度額:1回につき10万円上限 回数制限:通算5回まで 対象者は (1)法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2)夫婦のいずれかが二セコ町に住民登録を有する者かつ町内に住所を有する者であること。 (3)医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。 (4)夫婦のいずれも町税等に滞納がない者であること。 (5)他の市区町村において不妊症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者であること。	
9	真狩村	倶知安	045-1631	虻田郡真狩村字真狩118番地	住民課保健係	0136-45-3612	平成30年4月1日	対象者:2回以上の流産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者のうち、次の全ての要件に該当する者 (1)治療開始前に法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれもが、対象となる治療の開始前に真狩村に住民登録を有する者で今後も居住の見込みがあること (3)夫婦のいずれもが、村民税等に滞納がないこと (4)該当夫婦の前年(申請の属する月が1月から5月までの場合にあっては、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること (5)夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である (6)北海道不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者 (7)参加又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関(複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科)において検査又は治療を受けた者 限度額:不妊症の因子を特定するための検査およびスクリーニング等の結果に基づく治療に要した1治療期間ごとの費用につき、医療機関等に対して、本人負担額として支払った金額(道助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする)と10万円のいずれか少ない方の額とする 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:なし	
10	仁木町		048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	ほけん課保健係	0135-32-2514	平成28年4月1日 (平成29年4月1日)	2回以上の流産、死産又は早期新生児死亡を繰り返す症状(以下「不育症」という。)があり、産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関(複数の診療科をもつ総合病院等においては、院内の産科又は婦人科)において不育症の因子を特定するための検査(子宮形態検査、夫婦染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査。以下「初期スクリーニング」という。)及び初期スクリーニングの結果に基づく治療(以下「不育症治療」という。)を受けた者に対して、不育症治療に要した費用の一部を助成する事業とする。ただし、初期スクリーニングは、初回のみを助成事業の対象とする。北海道不育症治療費助成事業の決定を受けた者及び助成の対象となる者は対象外とする。 保険適用・適応外も対象 年齢制限:なし 所得制限:なし 回数制限:なし 限度額:年間上限10万円 (1)法律上の婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦のいずれかが仁木町に住民を有する者であること。 (3)医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。 (4)夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税に滞納がない者であること。 (5)他の市区町村において不妊治療及び扶育症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みがない者。 (6)道事業による助成の決定を受けた者又は道事業の対象とならない者であること。	
11	苫小牧市	苫小牧	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	健康こども部 健康支援課	0144-32-6407	平成30年4月	要件:2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者のうち、下記6つすべての要件に該当する者。 1.夫婦のいずれかが、検査・治療終了時及び交付の申請時において苫小牧市に住所を有する者。 2.法律上の婚姻をしていること。 3.北海道並びに北海道内の政令市及び中核市の不育症治療費助成事業の助成の決定を受けている者であること。 4.夫婦に係る市税等に滞納がないこと。 5.産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関(複数の診療科をもつ総合病院においては院内の産科又は婦人科)において検査又は治療を受けた者であること。 6.同一の検査・治療に関して、他の市町村から同等の助成を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。 回数制限:1年間あたりの助成回数、通算助成期間に制限はなし。 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回あたり限度額5万円。	

12	白老町		059-0904	白老町東町4丁目6番7号	白老町総合保健福祉センター	0144-82-5541		不育症の検査や治療に要した費用額から、北海道不育症治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、1年度につき10万円を限度とする。
13	安平町		059-1931	安平町追分中央1番地40	健康福祉課 健康推進グループ	0145-25-2425	平成29年4月 (平成29年4月)	助成内容:北海道の不育症治療費助成事業と同じ(ただし所得制限はなし) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円 北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも安平町に住所を有する者。
14	浦河町	浦河	057-8511	浦河町築地1丁目3番1号	浦河町保健福祉課 保健センター	0146-26-9004		対象治療費のうち、5万円を上限に助成 次の要件を全て満たすものとする ①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②夫婦の双方が浦河町に住所を有すること ③夫婦の双方が浦河町に生活の実態があること ④治療終了後も②及び③を満たす見込みであること ⑤医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること ⑥夫婦の双方に税の滞納がないこと
15	新冠町	静内	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係	0146-47-2113	平成30年4月	年齢・所得制限:なし 回数・年齢制限:なし 助成額:対象検査・治療費から道の助成額を控除した額、1回あたり10万円限度 通算150万円限度 (1)法律上の婚姻をしていること (2)夫婦ともに新冠町に居住し、どちらかが日本国籍であること (3)夫婦ともに町税を滞納していないこと (4)産科又は婦人科を標榜する国内の医療機関において不育症治療を受けた者であること
16	北斗市		049-0192	北斗市中央1-3-10	子ども・子育て支援課	0138-73-3111	平成29年4月	対象者(年齢制限・所得制限):北海道の不育症治療費助成事業と同じ(上乗せ事業) 回数制限:1年度につき2回 年数制限:通算2年度 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦の一方が北斗市に住民登録していること。 (3)市民税の滞納がないこと。 (4)夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間に申請のあった場合については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。 (5)北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた方(既に北海道の承認通知を受けていること) (6)日本国内の産科または婦人科において、不育症の検査又は治療のいずれかを受けていること。
17	知内町	渡島	049-1103	上磯郡知内町字重内31-130	知内町保健センター	01392-5-3506		不育症治療に要した費用の自己負担額(ただし、北海道不育症治療費助成事業によりうけることが可能な金額を控除した額とする)に対して、1回の治療につき20万円を上限 不育症治療を受けた者で次のすべての要件に該当する者 (1)治療開始前に法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前に知内町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。 (3)夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被保険者であること。 (4)夫婦のいずれもが、町税等に滞納がないこと。 (5)他の市区町村において、不育症治療に要した費用の助成を受けていないこと、又は受ける見込みがないこと。
18	鹿部町		041-1498	茅部郡鹿部町字宮浜299番地	保健福祉課	01372-7-5291	平成30年4月	対象者(年齢制限・所得制限):北海道の不育症治療費助成事業と同じ(上乗せ事業) 回数制限:なし 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも鹿部町住所を有する者。
19	森町		049-2393	北海道茅部郡森町字森川町278番地2	森町保健センター	01374-7-1085		不育症の検査又は治療に要した自己負担額に対し、1回の検査又は治療に対し助成。ただし、北海道不育症治療助成事業を受けた場合、助成を受ける事が可能な金額を控除した額とする。
20	上ノ国町		049-0698	檜山郡上ノ国町字大留96	保健福祉課健康支援グループ	0139-55-4460		北海道不育症治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた方で、不育症因子を特定するための検査及び治療について、全額助成します。(所得制限無し)

21	厚沢部町	江差	043-1113	檜山郡厚沢部町新町181-6 厚沢部町保健福祉センター	保健福祉課健康増進係	0139-64-3319	平成30年4月	【対象者】 北海道の不妊症治療費助成事業に該当する者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも厚沢部町に住所を有する者。 【助成内容】 不妊症治療に要した費用に対して、1回につき北海道が助成する額を差し引き、残った額に対し20万円までを助成する
22	上川町	上川	078-1753	上川郡上川町南町180番地	保健福祉課健康増進グループ	01658-2-4054	平成30年4月～	【対象者】 2回以上の流産や死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者のうち、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 不妊症治療の開始日及び申請日において、夫婦いずれかが上川町に住所を有する者 (2) 申請日において、夫婦ともに上川町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する町税等に滞納者がいない者 (3) 被保険者等又は生活保護法の対象外の治療を受けた者 (4) 他の市区町村から助成対象治療の助成を受けていない者 【助成内容】 助成金の額は、不妊症治療等に要した費用の自己負担額に対し、1回の治療期間にあたり20万円を限度とし、助成金を交付するものとする。ただし、道助成事業対象者については、道助成事業の助成額を差し引いた額とする。
23	幌加内町		074-0412	雨竜郡幌加内町字親和	幌加内町保健福祉総合センター	0165-35-3090		かかった費用の内、上限10万円を助成。ただし、北海道不妊症治療費助成事業を利用した場合は、その分を控除した額。 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1) 法的に婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦の双方が幌加内町に居住していること。 (3) 各種医療保険に加入していること。 (4) 前年度分の町税及び使用料等の滞納がないこと。
24	士別市	名寄	095-0048	士別市東11条5丁目	保健福祉センター	0165-22-2400	2018年4月1日	【対象者】 ・平成30年4月1日以降に北海道不妊症治療費助成を受けている方 ・夫婦のいずれかが、助成申請時に士別市に住所を有している方 ・夫婦のいずれも市税を滞納していない方 ・助成を受けようとする治療について、他の市区町村から同様の助成を受けておらず、今後も受ける見込みのない方 【助成額・内容】 ・1回の治療につき10万円を上限とする。 ・道の助成対象経費と認定した費用から、道の助成金を差し引いた自己負担分の2分の1を助成する。
25	中川町		098-2802	中川町字中川337番地	住民課幸福推進室	01656-7-2813	平成30年4月	北海道不妊症治療費助成事業による助成の決定を受けた者 所得制限:北海道の不妊症治療費助成事業と同じ 限度額:対象の検査治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 (1) 夫婦共に中川町に住所を有している者 (2) 法律上の婚姻をしている者 (3) 前年度分の町税及び使用料等の滞納のない者 (4) 各種医療保険に加入している者 (5) 夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満である者 (6) 北海道知事が指定する医療機関で治療した者
26	富良野市	富良野	076-0018	富良野市弥生町1番3号	富良野市保健センター	0167-39-2200		不妊症の検査や治療に要した費用額から、北海道不妊症治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、10万円を限度とし助成する 北海道不妊症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療終了時及び申請日において夫婦いずれかが富良野市に住所を有する者。
27	小平町		078-3392	留萌郡小平町字小平町216番地	保健福祉課健康づくり係	0164-56-2111	平成29年5月10日施行 平成29年4月1日適用	年齢制限:無し(北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ) 所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円/回(1回の妊娠につき) 北海道不妊症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも小平町に住所を有する者。



34	網走市	網走	093-073	網走市北3条西4丁目1番	網走市保健センター	0152-43-8450		<p>不育症の検査や治療に要した費用額から、北海道不育症治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、1回につき10万円を上限として助成します。</p> <p>2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往があり、次のすべての要件に該当する方。</p> <p>(1)夫婦のいずれかが網走市に住民登録を有する人</p> <p>(2)法律上の婚姻をしている人</p> <p>(3)夫婦の前年の所得(1月から5月までの間に申請があった場合については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。</p> <p>(4)北海道が定める医療機関で治療をしていること。</p>	
35	訓子府町	北見	099-1498	常呂郡訓子府町東町398番地 総合福祉センターうらら	訓子府町福祉保健課 健康増進係	0157-47-5555	平成29年4月	<p>*対象者:北海道不育症治療費助成事業による決定を受けた方で訓子府町に住所のある方</p> <p>*助成額:1回の検査・治療につき10万円まで助成。</p>	
36	帯広市		080-0808	帯広市東8条南13丁目1保健福祉センター内	こども未来部子育て支援課 およこ健康係	0155-25-9722	平成29年4月	<p>道の助成事業の上乗せとして治療費の一部を助成(1回の治療につき、上限5万円を助成)</p> <p>2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある者のうち、次のすべての要件に該当するもの。</p> <p>(1)日本国内の産科・婦人科を標榜する医療機関において検査又は治療を受けた者</p> <p>(2)北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)</p> <p>(3)夫婦のいずれかが、帯広市に住所を有していること</p> <p>(4)法律上の婚姻をしていること</p> <p>(5)他市町村で同様の治療に対し助成を受けていないこと</p>	
37	音更町		080-0104	河東郡音更町新通8丁目5番地	音更町保健福祉部保健課(保健センター)	0155-42-2712	平成29年4月	<p>所得制限、対象の検査・治療・期間などは北海道の特定不育症治療費助成事業に準じる。</p> <p>限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円</p> <p>2回以上の流産、死産または早期新生児死亡の既往があり、次の全ての要件に該当する方。</p> <p>①北海道不育症治療費助成事業による助成の決定を受けていること</p> <p>②本人または配偶者のいずれか一方または両方が音更町に住所がある法律上の夫婦であること</p> <p>③本人と配偶者の前年の所得(①の申請を1月から5月までに行った場合は、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること</p> <p>④本人または配偶者が交付申請する不育症の検査や治療費に対して他市町村から助成を受けていないこと</p>	
38	士幌町		080-1214	河東郡士幌町字士幌西2線167番地	保健福祉課 健康介護グループ	01564-5-2108	平成29年4月1日	<p>対象:北海道の不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>対象となる検査・治療:道の不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>期間・回数:制限なし</p> <p>限度額:治療期間1回につき上限額10万円</p> <p>*保険適用の有無に関係なし</p> <p>士幌町に夫婦ともに在住の方で北海道特定不育症治療費助成事業による助成を受けた者で、同年1月1日現在から引き続き申請日まで士幌町民</p>	
39	上士幌町		080-1408	上士幌町字上士幌東3線236番地	保健福祉課健康増進担当	01564-2-4128	平成29年6月1日	<p>対象・助成内容・所得制限:北海道の不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>回数制限:無</p> <p>限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円</p> <p>北海道不育症治療費助成事業による助成の決定を受けた夫婦で、夫婦のいずれかが上士幌町に住所を有し、他市町村で同様の治療に対し助成を受けていない者。</p>	
40	鹿追町		081-0292	河東郡鹿追町東町4丁目2番地1	福祉課 食育健康推進係	0156-66-1311	平成29年4月1日	<p>対象:北海道の不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>対象となる検査・治療:道の不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>期間・回数:制限なし</p> <p>限度額:治療期間1回につき上限額20万円</p> <p>*保険適用の有無に関係なし</p> <p>年齢制限:なし</p> <p>所得制限:北海道不育症治療費助成事業と同じ</p> <p>・北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも鹿追町に住所を有し、助成金交付申請した日まで1年以上居住している者。</p> <p>・法律上の婚姻をしている者。</p> <p>・町税を完納している者。</p> <p>・当該夫婦の前年(申請の属する月が1月から5月までの場合にあっては、前々年)の合計所得が730万円未満であること。</p>	

41	新得町	081-0013	上川郡新得町3条南3丁目5	保健福祉課健康推進係	0156-64-0533	H27年度(H29)	<p>●助成対象者: 次の要件すべてにあてはまる方  (1) 不育症の治療が行われた日及び申請を行う日に妻が、新得町に住所を有している方。ただし同一の治療に対して、他の市町村から同種の給付を受けた方、または受ける予定の方は対象外となります。  (2) 申請を行う日に、夫婦ともに町税を完納している方  ●助成金額等:  【助成金額】不育症治療に要する費用のうち治療期間1回につき20万円を限度とします。(夫婦の所得が730万円以上の場合は10万円を限度)ただし北海道が助成金額を引いた残りを対象の治療費とします。  ※治療期間とは、不育症治療を開始した日から出産(流産及び死産を含む)に伴い不育治療が終了するまでの期間をいう。通院1回につき20万円の助成ではないので、ご注意ください。  【助成回数】制限なし  【助成対象年齢】制限なし</p>
42	清水町	089-0111	上川郡清水町南3条2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0156-67-7320	平成28年4月 (平成29年4月)	<p>1回あたりの治療費用から、北海道不育症治療費助成事業の助成金額を減じた額に対して、20万円を限度に助成します。  年齢制限: 北海道不育症治療費助成事業と同じ  回数制限: なし  助成要件: ①妻が清水町に住所を有していること  ②北海道不育症治療費助成事業の対象者  ③同一の治療に対し、他の市町村から助成等を受けていない者、又は受ける予定がない者</p>
43	芽室町	082-0014	河西郡芽室町東4条4丁目5番地	子育て支援課子育て支援係	0155-62-9733	平成28年4月1日 (平成29年4月1日)	<p>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ  限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円/回(1回の妊娠につき)  北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦のうち芽室町に住所を有する者。</p>
44	中札内村	089-1332	中札内村西2条南2丁目2番地	福祉課保健グループ	0155-67-2321	平成29年8月23日	<p>1回の検査、治療に要した費用に対して、200,000円を限度に助成  北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者でかつ、夫婦のいずれかが申請日の属する年度の1月1日現在において、中札内村に住所を有する者。</p>
45	大樹町	089-2145	広尾郡大樹町暁町8番地1	保健福祉課健康係	01558-6-2100	平成29年7月	<p>対象者: 北海道不育症治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち、夫婦いずれかが大樹町に住所を有する者  所得制限: 北海道不育症治療費助成事業に準ずる。  限度額: 助成金の額は、道要綱に基づく助成金を差し引いた額とし、1回につき5万円まで助成する。</p>
46	広尾町	089-2822	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地	保健福祉課健康管理センター	01558-2-5122	平成29年12月18日	<p>年齢制限・所得制限: 北海道の不育症治療費等助成と同じ  対象者: 北海道の不育症治療等助成事業に該当する者  対象となる治療: 北海道の不育症治療費等助成実施内容と同様  限度額: 対象治療費から道の助成額を限度額10万円  交通費: 女性3回まで、男性1回分を助成  北海道不育症治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、夫婦の双方又は一方が申請日の属する年度の1月1日に広尾町に住所を有し、かつ引き続き在住していること。</p>
47	幕別町	089-0692	中川郡幕別町本町130-1	住民福祉部保健課	0155-54-3811	平成29年4月	<p>医療保険適用・適用外の治療費の自己負担金分  年齢制限: なし  所得制限: なし  回数制限: なし  限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の治療につき上限10万円  (1) 法的に婚姻している夫婦であること。  (2) 夫婦の一方又は双方が幕別町に住民登録していること。  (3) 夫婦ともに町民税の滞納がないこと。  (4) 夫婦のどちらとも、同一年度に他市区町村において同種の助成を受けていないこと。</p>

帯広

48	池田町		083-0023	中川郡池田町字西3条5丁目	保健福祉課保健推進係	015-572-2100	平成29年10月	年齢制限・回数制限：なし 所得制限：北海道の不妊症治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、上限額20万円 ①北海道不妊症治療費助成事業の助成決定を受けていること ②申請者が池田町に住所を有していること ③町税等の滞納が無いこと（申請者の配偶者が池田町に住所を有している場合にあっては、当該配偶者についても町税等の滞納が無いこと） ④申請に係る不妊症治療に対し、他の市区町村から同様の助成を受けていないこと（申請者の配偶者を含む）	
49	豊頃町		089-5313	中川郡豊頃町茂岩栄町107-19	福祉課健康係（豊頃町保健センター）	015-574-3141	平成29年4月1日	200,000円／回 (1) 豊頃町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に既定する住民基本台帳に記録されている者 (2) 法律上の婚姻をしている者	
50	本別町		089-3334	中川郡本別町北6丁目11番地4	健康管理センター	0156-22-2219	平成29年4月	年齢制限・所得制限・回数制限：北海道の不妊症治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 北海道不妊症治療費助成事業による助成を受けた者（既に北海道の承認通知を受けていること）でかつ、本別町に1年以上住所を有している者。	
51	足寄町		089-3797	足寄町北1条4丁目48-1	福祉課保健福祉室保健推進担当	0156-25-2571	平成29年4月	北海道不妊症治療費助成事業により助成を受けた方が対象。1回の治療・検査につき15万円を上限。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者（既に北海道の承認通知を受けていること）でかつ、申請日において1年以上足寄町内に住所を有している者。	
52	陸別町		089-4312	足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2番地	陸別町保健福祉センター保健指導担当	0156-27-8001	平成29年4月	北海道不妊症治療費助成事業による助成の決定を受けた夫婦を対象に、1回の検査・治療につき100,000円を限度とし助成する。ただし、治療にかかる費用から、北海道が助成する額を差し引いた額が10万円に満たない場合はその額を助成する。 北海道不妊症治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち助成の決定を受けた者で、現に陸別町に1年以上住所を有する者とする。	
53	浦幌町		089-5621	十勝郡浦幌町字北町8番地1 浦幌町保健福祉センター	保健福祉課保険予防係	015-576-5111	平成29年6月	浦幌町に住所を有するご夫婦で、北海道不妊症治療費助成事業の該当者で不妊症に関する治療や検査を受けている方に助成します。助成金額を控除した額に対して、20万円/1回を限度とし、助成する	
54	根室市	根室	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	市民福祉部保健課	0153-23-6111	平成29年7月	年齢制限・所得制限・年数制限：無し 回数制限：5回 限度額：30万円 交通費：治療期間1回につき、上限5万円 不妊症と診断され、その検査又は、治療を受けた者でかつ夫婦のいずれかが継続して1年以上根室市に住所を有する者。また、国民健康保険その他の医療保険に加入していること。 ※他の地方公共団体から同様の助成を受けた者又は受ける見込みのある者は補助の対象から除く	
55	別海町	中標津	086-0203	野付郡別海町別海西本町101番地	別海町町民保健センター	086-0359	平成30年4月1日	道の助成決定を受けた治療が対象 不妊症治療 道で定める不妊症の因子を特定するための検査及治療をした場合に助成する 1回の治療につき10万円を助成する 旅費 1万4千円 2回まで助成する 宿泊費 5千円2泊を2回まで助成する 1 夫婦のいずれか一方が別海町に住所を有すること。 2 法律上の婚姻をしていること。 3 知事が指定した医療機関で治療したこと(道外の医療機関でも対象となるので、相談してください) 4 夫婦の前年の所得(合計額)が730万未満であること。	